

〔二〕 その他のもの

A エチルアルコール

(a) アルコール飲料の原料アルコールの

製造用のもの（連續式蒸留機により

蒸留して使用するものに限る。）

(b) その他のもの

円
につき九六
一リットル
無税

B その他のもの

(a) アルコール飲料の原料アルコールの

製造用のもの（連續式蒸留機により

蒸留して使用するものに限る。）

(b) その他のもの

一七・九%
無税

に改める。

別表の付表第一第一号中「第二二〇八・九〇号の一の(二)」を「第二二〇八・九〇号の一の(二)のAの(b)又はBの(b)」に改める。

別表の付表第二第一号中「第二二〇八・九〇号の一の(二)のB」を「第二二〇八・九〇号の一の(二)のBの(b)」に、「第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(二)のA若しくは二の(一)若しくは(二)」を「第二二〇七・一〇号の一の(二)のB若しくは二の(二)又は第二二〇八・九〇号の一の(二)のAの(b)若しくは二の(一)若しくは(二)」に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 期間及び期限（第二条の二・第二条の三）」を
「第二節 期間及び期限（第二条の二
第三節 送達（第二条の四）

・第二条の三)

に、「第九十五条」を「第九十四条」に、「第九十六条」を「第九十五条」に改める。

」

第一章中第二条の三の次に次の一節を加える。

第三節 送達

(書類の送達等)

第二条の四 国税通則法第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、この法律又は関税率法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税通則法第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

第七条の八第一項中「納付する」を「特例申告により納付する」に、「納付した」を「特例申告により納付した」に、「の十二分の一に相当する額」を「を当該特例申告を行つた月数で除して得た額（当該前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額）」に改める。

第十四条の四を次のように改める。

第十四条の四 削除

第九十四条及び第九十五条を削り、第八章中第九十三条の次に次の二条を加える。

第九十四条 削除

第九章中第九十六条の前に次の二条を加える。

（税関事務管理人）

第九十五条 個人である申告者等（税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。）が本邦に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項（以下この項において「税関関係手続等」という。）を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するもののうちから税関事務管理人を定めなければならない。

2 申告者等は、前項の規定により税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより、当該税

関事務管理人に係る税関関係手続に係る税関長にその旨を届け出なければならない。その税関事務管理人を解任したときも、また同様とする。

3 前二項において「税関関係手続」とは、輸入申告その他この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく手続（本邦に入国する者又は本邦から出国する者がその入国又は出国の際に行うものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第七条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

第八条第一項に次の一号を加える。

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定め

る貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

別表第一第二一〇六・九〇号中「ニュージーランド」を「ニュージーランド」に改める。

別表第一第二一・〇七項を削る。

「

(二) その他のもの

A エチルアルコールのうち

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの

(連続式蒸留機により蒸

留して使用するものに限

る。) で、共通の限度数

量以内のもの

B その他のもののうち

無税

を削る。

別表第一第二一〇八・九〇号中

アルコール飲料の原料ア
ルコールの製造用のもの

(連続式蒸留機により蒸

留して使用するものに限

る。)で、共通の限度数

量以内のもの

(1) 平成一五年三月三一日までに輸入され

るもの

一キログラ
ムにつき三

円三〇銭

(2) 平成一五年四月一日から平成一六年三

月三一日までに輸入されるもの

一キログラ
ムにつき二

無税

(3) 平成一六年四月一日から平成一七年三

月三一日までに輸入されるもの

一キログラムにつき二円五〇銭

(1) 平成一六年三月三一日までに輸入され

るもの

一キログラムにつき二

円九〇銭

に改める。

(2) 平成一六年四月一日から平成一七年三

月三一日までに輸入されるもの

一キログラ

ムにつき二

円五〇銭

別表第一の三、第一の三の二、第一の六及び第一の八中「平成一五年三月三一日」を「平成一六年三月三一日」に改める。

別表第二第〇三・〇一項の前に次の三項を加える。

〇二・〇六

食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

〇二〇六・三〇

豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

二 その他のもの

(一) 臓器

豚のもの（冷凍したものに限る。）

〇二〇六・四一

肝臓

二 その他のもの

〇二〇六・四九

二 その他のもの

四・三%

四・三%

(一) 臓器

○二・〇七

肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

○二〇七・一四
分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

一 肝臓

七面鳥のもの

○二一〇七・二四
分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないもの（冷凍したものに限る。）

○二一〇七・二六
分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○二一〇七・二七
分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

無税

無税

無税

無税

四・三%